施設を利用するときの手続きについて

◆◆共通事項◆◆

①町内の教育・保育施設

利用施設	内容	対象年齢
認定こども園 （幼稚園型）	幼稚園と保育園の２つの性質を併せ持った施設です。 就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に捉え、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持っています。	３歳児～５歳児
保育園	保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。	０歳児～５歳児

園名	所在地	
竜王町立竜王こども園	竜王町大字綾戸 250 番地	８ページへ
社会福祉法人　育新会 ひまわり保育園	竜王町大字岡屋 1282 番地の１	
社会福祉法人　育新会 コスモス保育園	竜王町大字七里 878 番地 （竜王西小学校グラウンドの南側）	14 ページへ

②教育・保育認定

（１）教育・保育認定とは

保育園、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育の必要性を認定するものです。

（２）教育・保育給付認定区分（支給認定の種類）

施設の利用を希望する保護者は、利用のための**「支給認定」**が必要になります。

支給認定の種類には、「保育を必要とするかどうか」や子どもの年齢に応じて、１号認定・

２号認定・３号認定の認定があります。

支給認定区分	利用する施設	対象となる子ども
１号認定 （教育標準時間認定）	認定こども園 （幼稚園型）	満３歳以上で、就学前の教育を希望される子ども
２号認定 （保育認定）	認定こども園 （幼稚園型）	満３歳以上で、保護者の就労等で、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望される子ども
	保育園	満３歳以上で、保護者の就労等で、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども
３号認定 （保育認定）	保育園	満３歳未満で、保護者の就労等で、家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども

●認定区分確認用フローチャート

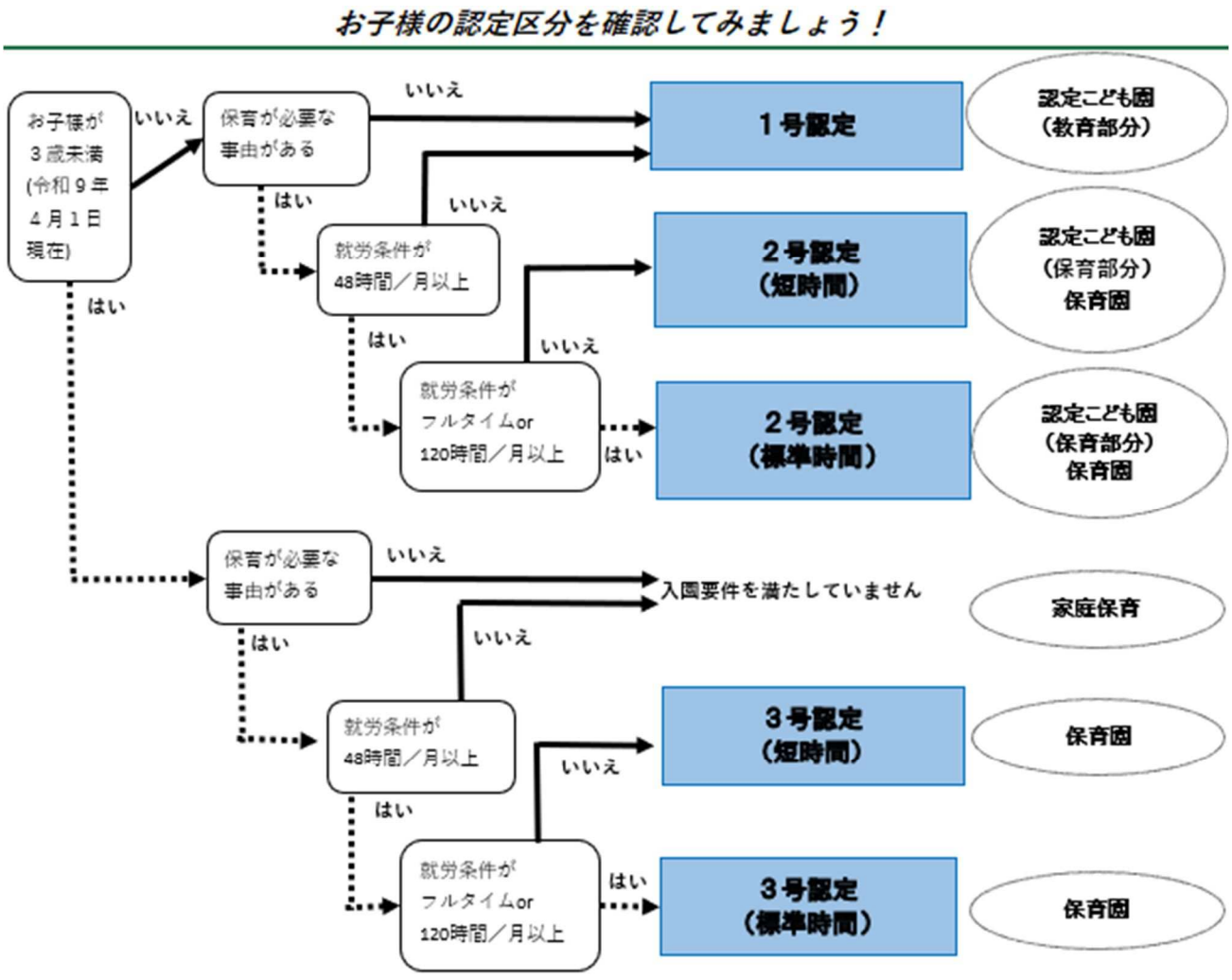

（３）教育・保育の認定基準・有効期間

教育・保育認定区分	保育の必要な事由	認定の基準・有効期間
１号認定		小学校就学まで
２・３号認定	就労	月 120 時間以上仕事をすることを常態としていること（短時間認定の場合は月 48 時間以上）
	妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと 特別な理由を除き出産予定日の前２か月および後３か月
	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷した場合または精神もしくは身体に障がいがある場合
	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している場合
	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合
	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 入所期間は３か月まで ※求職活動後に就労されなかった場合、同じ年度で再度求職活動要件での認定をすることはできません。
	就学	就学・技能習得等のため通学している場合
	虐待や DV のおそれ	児童虐待のおそれがある、または配偶者からの暴力により保育が困難と認められる場合
	復職予定	現在育児休業中であるが、令和９年度中に復職予定の場合
	その他	その他の上記に類する状態として、児童福祉の観点から保育の必要がある児童等で町が認める場合

（４）保育の必要量

保育認定（２・３号）を受けた方については、保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

認定	保育の必要量	利用時間
保育標準時間（認定）	「月 120 時間以上仕事をすることを常態としていること」および「妊娠・出産」、「疾病・障がい」、「介護・看護」、「災害復旧」、「就学」、「虐待またはＤＶのおそれ」	最長 11 時間/日
保育短時間（認定）	「月 48 時間以上～月 120 時間未満で就労していること」および「求職活動」、「育児休業」	最長８時間/日

※「就労」認定について、月 120 時間未満の場合でも、保護者の勤務形態により、常態的に保育時間を超えて保育の必要が認められる場合であれば、「保育標準時間（認定）」での認定を行うことがあります。

※「保育標準時間（認定）」の方が「保育短時間（認定）」に変更することは可能です。